

川崎市住宅供給公社の入札等制度について

川崎市住宅供給公社総務部総務課で行う競争入札等については、次のとおり取り扱います。

1 工事請負

- (1) 原則として予定価格（税込）が1千万円以上の案件は一般競争入札とし、1千万円未満の案件は指名競争入札とします。
- (2) 落札等結果は、落札者決定後に、次のとおり公社ホームページ内の入札・契約情報ページで公表します。
 - ア 競争入札案件 予定価格、最低制限価格、入札参加者、入札金額等
 - イ 随意契約案件 予定価格、決定金額等（ただし、川崎市からの受託事業に直接的に関係するもので、予定価格250万円以上の案件に限る。）
- (3) 入札手続等の詳細につきましては、「入札等の実施について（工事請負）」を御覧ください。

2 業務委託

- (1) 原則として指名競争入札とします。
- (2) 次の6業種については最低制限価格を設定し、最低制限価格を下回った入札は無効とします。
 - ア 業種「地質調査」・「補償コンサルタント」・「測量」・「建物清掃」・「屋外清掃」 予定価格に10分の8を乗じて得た額
 - イ 業種「建設コンサルタント」 予定価格に100分の72を乗じて得た額
- (3) 落札等結果は、落札者決定後に、次のとおり公社ホームページ内の入札・契約情報ページで公表します。
 - ア 競争入札案件 入札参加者、入札金額等（その他、前号に掲げる6業種については、予定価格、最低制限価格）
 - イ 随意契約案件 決定金額等（ただし、川崎市からの受託事業に直接的に関係するもので、予定価格100万円以上の案件に限る。）

3 物品調達

- (1) 原則として指名競争入札とします。
- (2) 予定価格の公表は行いません。
- (3) 落札等結果は、落札者決定後に、次のとおり公社ホームページ内の入札・契約情報ページで公表します。
 - ア 競争入札案件 入札参加者、入札金額等
 - イ 随意契約案件 決定金額等（ただし、川崎市からの受託事業に直接的に関係するもので、予定価格160万円以上の案件に限る。）